令和８年度福井県鳥獣保護区等位置図

捕獲物は残滓も含め山野に放置しないで！

キジ(メス)、ヤマドリ(メス)の捕獲は禁止されています。

銃猟禁止区域の制札は、特定猟具使用禁止区域（銃）と読みかえてください。

ニホンジカ、イノシシに限り狩猟期間を11月1日から翌年3月31日までとします(ただし、11月1日から11月14日までおよび2月16日から3月31日まではわな猟および止めさしのための銃の使用に限る)。

矢先の確認大丈夫？

コウノトリの誤射に注意！

豚熱（CSF）拡散防止のお願い

イノシシへの豚熱（CSF）感染が確認された地点から半径 10kmの区域（感染確認区域）で捕獲したイノシシおよびその肉・内臓・血液・皮などは、感染確認区域外へ持ち出さないようお願いします。また、出猟後は、靴・衣類、道具、手指、車両等の消毒の徹底をお願いします。

※感染確認区域は随時拡大する可能性があるため、狩猟の際は最新情報を自然環境課のホームページや福井県鳥獣行政機関に電話でお問い合わせください。
http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/tonkorera.html

捕獲結果の報告について

1 狩猟者登録証は、令和9年4月30日までに、裏面の報告欄に捕獲結果(月日、場所（3ケタのメッシュ番号)、鳥獣の種類、数量、雌雄の別)を記入の上、交付を受けた行政機関に返納すること。

2 福井県では、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの保護管理の基礎資料とするため、狩猟者の皆様から目撃情報やわなの設置記録を収集しています。狩猟者登録証返納時に、「福井県出猟カレンダー」を併せて提出してください。

狩猟期延長

福井県では、ニホンジカ、イノシシに限り11月1日から3月31日までとします(ただし、11月1日から11月14日までおよび2月16日から3月31日まではわな猟および止めさしのための銃の使用に限る)。

福井県鳥獣行政機関

	名称	所在地	郵便番号	電話番号
1	福井県エネルギー環境部　自然環境課	福井市大手３丁目17-1　福井県庁	910-8580	0776(20)0306
2	福井農林総合事務所　林業・木材活用課	福井市松本３丁目16-10　福井合同庁舎	910-8555	0776(21)8213
3	坂井農林総合事務所　林業・木材活用課	坂井市三国町水居17-45　坂井合同庁舎	913-8511	0776(81)3223
4	奥越農林総合事務所　林業・木材活用課	大野市友江11-10　奥越合同庁舎	912-0016	0779(65)1492
5	丹南農林総合事務所　林業・木材活用課	越前市上太田町41-5　南越合同庁舎	915-0882	0778(23)4961
6	嶺南振興局林業木産部　林業・木材活用課	小浜市遠敷１丁目101　若狭合同庁舎	917-0297	0770(56)2218
7	嶺南振興局二州農林部　林業木産課	敦賀市中央町１丁目7-42　敦賀合同庁舎	914-0811	0770(22)0291

国有林連絡事務所一覧

	名称	所在地	郵便番号	電話番号
8	福井森林管理署	福井市春山1丁目1-54	910-0005	050(3160)6105
9	勝山森林事務所	大野市城町８-５大野公共職業安定所2階	912-0087	0779(65)2622
10	大野森林事務所	大野市城町８-５大野公共職業安定所2階	912-0087	0779(66)2104
11	今庄森林事務所	南条郡南越前町今庄84-28-2	919-0131	0778(45)0123
12	松原森林事務所	敦賀市松栄町７-28敦賀地方合同庁舎３階	914-0065	0770(25)0210
13	小浜森林事務所	小浜市千種１丁目12-21	917-0072	0770(52)0315

※国有林および官行造林地内へ入林される場合は、入林届が必要ですので、事前に上記の国有林連絡事務所にお問合せください。

白山国立公園
特別保護地区

九頭竜川指定猟法禁止区域では鉛製銃弾の使用が禁止されています。

越前加賀海岸国定公園
特別保護地区

若狭湾国定公園
特別保護地区

狩猟解禁日午前0時以前に網・わなを作動させることは違法です。

狩猟期間前の餌付けは誤解を招くため行わないで！

銃猟禁止区域の制札は、特定猟具使用禁止区域（銃）と読みかえてください。

捕獲物は残滓も含め山野に放置しないで！

矢先の確認大丈夫？

コウノトリの誤射に注意！

キジ（メス）、ヤマドリ（メス）の捕獲は禁止されています。

ニホンジカ、イノシシに限り狩猟期間を11月1日から翌年3月31日までとします(ただし、11月1日から11月14日までおよび2月16日から3月31日まではわな猟および止めさしのための銃の使用に限る)。

狩猟期間前の餌付けは誤解を招くため行わないで！

狩猟解禁日午前0時以前に網・わなを作動させることは違法です。

凡例

凡例		凡例	
県界	県庁	鳥獣保護区	1～47
市郡界	市役所	特別保護地区	
町界	町役場	特定猟具使用禁止区域（銃）	A～AX
JR		指定猟法禁止区域（禁止猟法：鉛製銃弾）	I
私鉄			

令和8年度新規指定等区域

B 牛ノ谷特定猟具使用禁止区域[再指定]　S 経ヶ岳特定猟具使用禁止区域[再指定]
C 北潟特定猟具使用禁止区域[再指定]　U 日野川特定猟具使用禁止区域[再指定]
D 平山特定猟具使用禁止区域[再指定]　W 敦賀湾特定猟具使用禁止区域[再指定]
G 宮前特定猟具使用禁止区域[再指定]　c 安土山特定猟具使用禁止区域[再指定]
H テクノポート特定猟具使用禁止区域[再指定]　AC 中池見特定猟具使用禁止区域[再指定]
P 足羽川特定猟具使用禁止区域[再指定]

自然公園法による特別保護地区		国有林および官行造林地	
鳥獣行政機関所在地（1～7）		国有林連絡事務所所在地（8～13）	

1：115,000
0 2 4 6 8 10 12 14km

狩猟者のみなさまへのお願い

1 令和9年1月10日(日)、1月11日(月・祝)は、カモ類センサスを実施するため、カモ類の狩猟を行わないでください。

2 ヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモについては、個体数が減少しているため、狩猟を自粛してください。

3 福井県では、有害捕獲により捕獲し放獣したクマについては、イヤータグを着けています。イヤータグを着けたクマを捕獲した際には、県自然環境課(TEL0776-20-0306)に捕獲者の氏名、イヤータグの番号、捕獲日、捕獲場所、性別、大きさ等をお知らせください。

鳥獣保護区等の区域が明確に判断できないときは、制札または関係行政機関での確認をお願いします。

法令とマナーを守って事故のない楽しい狩猟を行いましょう！

- わなおよび網には、1個または1張りごとに住所、氏名、県知事名、登録年度および登録番号を、1字の大きさが縦横1cm以上の文字で記載した金属製またはプラスチック製の標識をつけてください。
- 捕獲物については、山野に放置することなく、すべて持ち帰るかまたは生態系に影響のない方法で埋設処理してください。
- 人身に危険を及ぼすおそれのある猟法は禁止されています。特に、とらばさみ、くくりわなは次の点に注意してください。
  - ・とらばさみ：全ての種類の使用が禁止されています。
  - ・くくりわな：つりあげ式や輪の直径が12cmを超えるものの使用は、禁止されています。また、獣類の種類によっては細かな制限がありますので、必ず法令を確認して使用してください。
- **はこわな、くくりわなでクマを捕獲することは禁止されています。誤ってクマがかかった場合は、県または警察へ通報し、対応について指示を受けてください。**
- 猟銃による事故は、矢先の未確認や狩猟者の転倒に伴う猟銃の暴発等によるものが多くなっています。特に、移動時・休憩時等における脱包の励行、銃器の正しい保持方法、同行者の行動確認等を徹底し事故防止に努めてください。
- 垣、さくなどで囲われた土地または作物のある土地などで狩猟をする場合は、土地所有者(占有者)の承諾を得てください。
- 田畑、人家、学校、通学路周辺での銃猟は控え、一般の人に不安感や不快感を与えないようにしてください。
- 空の薬きょう、タバコの吸殻、その他不要品を猟場に捨てないでください。
- **猟犬が人や家畜等に危害を加えることがないよう不慣れな猟犬は使用せず、付近に住宅・一般道路がある場合は、猟犬に引き綱を付け、放さないでください。**また、所有者の住所、氏名、電話番号を明記した首輪を必ずつけ、迷い犬にならないよう余裕を持った狩猟を心がけてください。

狩猟鳥獣と狩猟期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟期間
【鳥類】マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（オスに限る、亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（オスに限る）、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ	11月15日から翌年2月15日まで ニホンジカ、イノシシに限り狩猟期間を11月1日から翌年3月31日までとします(ただし、11月1日から11月14日までおよび2月16日から3月31日まではわな猟および止めさしのための銃の使用に限る)。
【獣類】タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ	

※キジ(メス)、ヤマドリ(メス)については、法令で捕獲等が禁止されています。
※ゴイサギとバンについて、令和4年度猟期より狩猟鳥獣から除外されました。

1人1日の捕獲制限

狩猟鳥獣の種類	1日当たりの捕獲数の上限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して5羽 網を使用する場合は期間内に合計200羽
エゾライチョウ	2羽
ヤマドリ（オスに限る、亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（オスに限る）	合計して2羽
コジュケイ	5羽
ヤマシギ、タシギ	合計して5羽
キジバト	10羽

※ニホンジカは平成29年度から捕獲制限がなくなりました。

日の出、日没時刻表（福井市の場合）

月　日	日の出	日　没	月　日	日の出	日　没
11月　1日	6時17分	17時00分	1月　1日	7時06分	16時51分
11月15日	6時31分	16時48分	1月15日	7時05分	17時04分
12月　1日	6時47分	16時41分	2月　1日	6時56分	17時21分
12月15日	6時58分	16時42分	2月15日	6時43分	17時36分
			3月　1日	6時26分	17時49分
			3月15日	6時07分	18時02分

※日の出、日没の時刻は、地域によって異なるので、新聞等で必ず確認してください。

狩猟が禁止されている場所

- 鳥獣保護区
- 公道（一般公衆の通行の用に供されている道）
- 公園（自然公園法に基づく国立公園特別保護地区および国定公園特別保護地区、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、都市公園法に基づく園地等）
- 社寺境内、墓地

銃猟が禁止されている場合

場　所	特定猟具使用禁止区域(銃)、市街地、人家が建て込んだ場所、人が多く集まる場所
時　間	暦上の日没後から日の出前までの時間（事実上の明暗で判断してはいけません。）
方　向	弾丸が達するおそれのある範囲の人畜、建物、電車、自動車、艦船に向けての発砲

※そのほか、**移動・休憩時の脱砲の励行、銃器の正しい保持方法、同行者の行動確認等を常に心がけ、不幸な事故が起こらないよう努めてください。**

測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 8JHs 287

No.2606300402N　株式会社 ホーコース　0026-8　TEL (0776)21-5722